

市ホームページをリニューアル

平成29年3月23日から市ホームページをリニューアルしました。サイト全体の安全性が向上したほか、スマートフォンなどでも見やすく表示されます。(トップページのアドレスは変わっていません。)

各課のメールアドレスが変わりました

情報セキュリティの強化に伴い、市役所の各課で使用しているメールアドレスが変わりました。

変更前 ***@city.komatsushima.tokushima.jp

変更後 ***@city.komatsushima.i-tokushima.jp

変更点：「i-」(アイ ハイフン) が追加

観光ホームページ「小松島ナビ」を新たに開設



小松島の観光情報や魅力を発信するため、観光ホームページ「小松島ナビ」を新たに開設しました。市ホームページに「小松島ナビ」のバナーリンクがありますので、ご利用ください。

観光ホームページ「小松島ナビ」の見どころ

- ・たくさんの写真で観光スポットを紹介
- ・「観る」「遊ぶ」「知る」などのコンテンツごとに見やすく掲載
- ・観光マップやパンフレットを簡単にダウンロード

【お問い合わせ先】 市産業振興課 (市役所4階)

☎32・3809 / FAX 33・0938

Mail:sangyoshinko@city.komatsushima.i-tokushima.jp

年金を受けとるために必要な資格期間が25年から10年に短縮されます



これまで年金を受けとるために必要な資格期間は25年以上でしたが、平成29年8月1日から10年以上に短縮されます。

対象となる方は手続きが必要です

新たに年金を受けとれるようになる、資格期間が10年以上25年未満の方には、順次、日本年金機構から年金請求書が郵送されます。お手元に届きましたら、「ねんきんダイヤル」で予約の上、徳島南年金事務所で手続きを行ってください。

このほか、60歳から保険料を納めることや、過去5年以内に納め忘れた保険料をさかのぼって納めることで、年金額を増やすこともできます。

また、ご自身の年金記録を確認することで、年金を受けとれる場合があります。

詳しくはお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

◎ねんきんダイヤル ☎0570・05・1165 (050で始まる電話の場合は、☎03・6700・1165)

◎徳島南年金事務所 ☎088・652・1511

◎市健康増進課年金担当 (市役所1階ロビー) ☎32・4120 / FAX 35・0173

Mail:kenkouzoushin@city.komatsushima.i-tokushima.jp

「資格期間」とは?

下記期間を合計したものが「資格期間」です。

- ◎国民年金の保険料を納めた期間や免除された期間
- ◎サラリーマンの期間 (船員保険を含む厚生年金保険や共済組合などの加入期間)
- ◎年金制度に加入していなくても資格期間に加えることができる期間 (「カラ期間」と呼ばれる合算対象期間のことで、具体的には昭和61年3月以前にサラリーマンの配偶者だった期間や、平成3年3月以前に学生だった期間、海外に住んでいた期間、脱退手当金の支給対象となった期間などです。)

※年金額は、納付した期間に応じて決まります。40年間保険料を納付された方は、満額を受けとれます。(10年間の納付では、受けとる年金は概ねその4分の1になります。)